

◆ 生活福祉資金貸付条件等一覧 ◆

資金の種類	貸付対象・資金用途等	貸付限度額	連帯保証人・貸付利率	据置期間	償還期間
1 総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために生活困窮者自立支援制度実施機関などの継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金				
(1) 生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 (貸付期間) 3月以内(条件を満たせば延長あり)	二人以上世帯 月額200,000円以内 単身世帯 月額150,000円以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	最終貸付の日から 6月以内	据置期間経過後 10年以内
(2) 住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内			
(3) 一時生活再建費	生活の再建に一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内		貸付の日から 6月以内	
2 福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金				
(1) 福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用	5,800,000円以内 *()は目安			据置期間経過後 20年以内 (20年以内)
① 生業を営むために必要な経費		(4,600,000円)			
② 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		期間6月程度 (1,300,000円) 期間1年程度 (2,200,000円) 期間2年程度 (4,000,000円) 期間3年以内 (5,800,000円)			(8年以内)
③ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費		(2,500,000円)			(7年以内)
④ 福祉用具等の購入に必要な経費		(1,700,000円)			(8年以内)
⑤ 障害者用自家用車の購入に必要な経費		(2,500,000円)			(8年以内)
⑥ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費		(5,136,000円)			(10年以内)
⑦ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費		期間1年以下 (1,700,000円) 期間1年超□ 1年6月以内 (2,300,000円)	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	貸付の日から 6月以内	(5年以内)
⑧ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		期間1年以下 (1,700,000円) 期間1年超□ 1年6月以内 (2,300,000円)			(5年以内)
⑨ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費		(1,500,000円)			(7年以内)
⑩ 冠婚葬祭に必要な経費		(500,000円)			(3年以内)
⑪ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費		(500,000円)			(3年以内)
⑫ 就職、技能を習得等の支度に必要な経費		(500,000円)			(3年以内)
⑬ その他、日常生活上一時的に必要な経費		(500,000円)			(3年以内)
(2) 緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	100,000円以内	連帯保証人不要 無利子	貸付の日から 2月以内	据置期間経過後 12月以内
① 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき。					
② 給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要なとき。					
③ 災害等の被災によって生活費が必要なとき。					
④ その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき。					
3 教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金				
(1) 教育支援費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するのに必要な経費	高等学校 月額35,000円以内 高等専門学校 月額60,000円以内 短期大学 月額60,000円以内 大学 月額65,000円以内 ※特に必要と認められる場合はそれぞれ月額1.5倍まで申請可能	連帯保証人不要 無利子	卒業後 3月以内	据置期間経過後 20年以内
(2) 就学支度費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学の入学に際し必要な経費	500,000円以内			
4 不動産担保型生活資金	高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金				
(1) 不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	土地の評価額の7割 月額300,000円以内	推定相続人の中から 連帯保証人を選任 年3%又は 長期プライムレート のいずれか低い方	契約の終了後 3月以内	据置期間終了時
(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	土地・建物の評価額の7割 (集合住宅は5割) (月額) 生活扶助額の1.5倍以内	連帯保証人不要 年3%又は 長期プライムレート のいずれか低い方		

* 償還期限を超過した場合は、延滞元金につき年5.0%の延滞利率が課せられます。

◆ 臨時特例つなぎ資金貸付条件等一覧 ◆

資金の種類	貸付対象・資金用途等	貸付限度額	連帯保証人・貸付利率	据置期間	償還期間
1 臨時特例つなぎ資金	住居のない離職者等で、失業等給付や住宅支援給付、職業訓練給付金などの公的給付等の申請を受理されており、その公的給付等が開始されるまでの当面の生活費	10万円以内	連帯保証人不要 無利子	なし	公的給付金等の交付を受けた時から1月以内